

鹿児島国際交流促進センターと鹿児島女子短期大学との連携協力に関する協定書

鹿児島国際交流促進センター（代表団体：特定非営利活動法人 九州海外協力協会）（以下「甲」という。）と学校法人志学館学園鹿児島女子短期大学（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携を図り、相互の資源や機能等を活用しながら協力し、地域社会の課題解決と発展に資するとともに、地域活性化を担える国際的視野を持った人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 教育研究活動に関すること。
- (2) 異文化交流事業に関すること。
- (3) その他両者が協議して必要と認めること。

（連携・協力事項の実施）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる連携・協力事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、継続的に意見交換を行う。なお、具体的な協力事項については、別に定める。

（費用負担）

第4条 連携・協力事項を遂行するに当たり必要な経費の負担については、都度甲と乙とが協議して決定する。

（知的財産権等の取扱い）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により生じた知的財産権等の保全、維持及び活用に関し、両者にとって最善の結果となるよう相互に協力し、適切な対応を図るものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、相手方の承諾を得た場合を除き、本協定に基づく活動により相手方から取得した情報を本協定に基づく活動以外の目的に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 取得した時点で、既に公知であった情報
- (2) 取得した時点で、既に自己が保有していた情報
- (3) 取得した後に、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 取得した後に、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

（有効期間・協定の解除）

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1月前までに、甲又は乙から特段の申し出がない場合は、有効期間満了日の翌日から更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、協議の上、本協定を解除することができる。

3 第1項の規定により本協定の有効期間が満了し、又は前項の規定により本協定が解除された後も、前条の規定は、なおその効力を有する。

（別途協議）

第8条 本協定に定めるもののほか、新たに生じた必要な事項、連携・協力事項の細目については、その都度、甲と乙とが協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年7月6日

甲 鹿児島県鹿児島市加治屋町19番18号
鹿児島国際交流促進センター
(代表団体：特定非営利活動法人 九州海外協力協会)
所長

桑山昌洋

乙 鹿児島県鹿児島市高麗町6番9号
学校法人志学館学園 鹿児島女子短期大学
学長

田頭吉一